

高血圧症・脂質異常症・糖尿病 で通院中の患者さまへ

令和6年6月の診療報酬改定に基づき、これまで当診療所で算定してきた『特定疾患療養管理料』が廃止され、個人の病状に応じた療養計画に基づき、専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』を算定することになりました。

この改定では医師が、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかを治療している患者様個々に応じた目標設定、具体的な指導内容、検査結果等を記載した『生活習慣病療養計画書』を作成することになります。

計画書には患者様にご署名をいただく必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。